

## 知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

**加入できる事業主:**建設業を営む方  
**対象となる労働者:**建設業の現場で働く人

**掛金:**月額310円

※詳しいことは、もよりの建退共支部へお問い合わせください。

**独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部  
北海道支部  
電話 011-261-6186**

## 道立旭川高等技術専門学院 平成22年度 学生募集のお知らせ

○募集科目／自動車整備科・印刷デザイン科・色彩デザイン科・建築技術科・造形デザイン科

○募集期間／11月1日～11月20日

○応募資格／高校を卒業した方(平成22年3月卒業見込みを含む)。これと同等以上の学力を有すると認められる方。

○お問い合わせ先

北海道旭川高等技術専門学院  
〒078-8803

旭川市緑が丘東3条2丁目1-1  
電話 0166-65-6667

# インフォメーション

## 秋サケ密漁防止月間 9月1日～10月31日

海や川でサケ・マスを違法に採捕すると、法律や規則で罰せられます。

○河川内等内水面でのサケ・マスの採捕は、全面的に原則禁止されています。

○海面でのサケ・マス釣りは、河口付近の規制が設けられている河川があります。(留萌管内では、天塩川、遠別川、風連別川、信砂川、暑寒別川で規制が設けられています)また、体長制限が設けられています。

○サケ・マス釣りを含む遊漁を行う場合は、道が発行する「フィッシングルール2009ルール&マナー」等により事前に禁止事項等を確認してください。

「フィッシングルール2009ルール&マナー」は、各支庁(水産課等)にあります。在庫が限られていますので、できるだけHPから確認されますようご協力をお願いします。

**HPアドレス:**

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.htm>

○密猟者を発見した場合は、最寄の警察署、海上保安部、支庁水産課、漁協に連絡してください。

天塩警察署：電話2-2110

稚内海上保安部：

電話0162-23-2631

留萌支庁水産課：0164-42-8472

## 10月1日～7日は 公証週間です あなたの意思や契約内容を 明確にし、安心できる 公正証書を利用しましょう!

公正証書は、公証人が本人の意思を確認して作成する公文書です。

契約当事者の意思を法的に確保しながら内容を明確にするため、争いを未然に防止出来ますので、債務弁済、協議離婚に伴う養育費や慰謝料、売買、贈与、賃貸借のほか、任意後見契約、尊厳死宣言、遺言書など広く皆さんに利用されています。

金銭トラブルでは、公正証書があれば裁判手続が省略できます。その他の内容については、完全なる強い証拠力があります。

遺言書を公正証書で作成すると、法定相続にかかわらない遺言者の意思に基づく相続関係が実現できます。遺産をめぐる相続人間の無用な争いを避け、面倒な手続を簡単にし、安心できる公正証書遺言書を作成しましょう。

会社設立の定款作成に関する相談にも応じております。

相談は無料、秘密は厳守します。

**旭川公証人合同役場**

旭川市6条通り8丁目37番地

TR6・8ビル5F

電話 0166-23-0098

FAX 0166-22-5553

**名寄公証役場**

名寄市1条南9丁目35番地

電話・FAX 01654-3-3131